

3. 食肉センター食肉市場使用料等

※()は非上場使用料等

	牛・馬	豚・子牛・子馬		めん羊 山 羊	摘 要
		枝肉 100kg未満 (普通豚)	枝肉 100kg以上 (大貫豚)		
食肉センター使用料	円 2,200 (2,200)	円 605	円 605	円 (605)	市条例による
解体料	9,350 (9,350)	1,265	1,760	(1,265)	卸売業者が徴収
検査手数料	800 (800)	300	300	(100)	市条例による
格付手数料	567 (0)	121	121	—	日本食肉格付協会
組合費	20 (50)	5	5	(5)	四日市と畜営業者組合等
計	12,937 (12,400)	2,285	2,780	(1,975)	
1頭/1日 冷蔵庫使用料	440	220	220	220	卸売業者が徴収
半丸/1日	220	110	110	110	〃
卸売業者市場使用料	売上金額の		2/1,000		市条例による
卸売業者卸売場使用料	m ² 当り月		220円		〃
事務所、関連施設等使用料	〃		330円		〃
冷蔵施設等使用料	〃		1,100円		〃
部分肉加工施設使用料	〃		3,080円		〃
簡易冷蔵庫使用料	〃		220円		〃
卸売業者販売手数料	売上金額の		35/1,000		卸売業者が徴収